

岡山県地域医療提供体制データ分析研修  
「実践編」研修会 第8回  
20231208

備北保健所  
宮原勅治

**人を理解するときには、その人の生き立ちを知る**

**データ分析のためには、そのデータの生き立ちを知る**

# データの生い立ちを知る

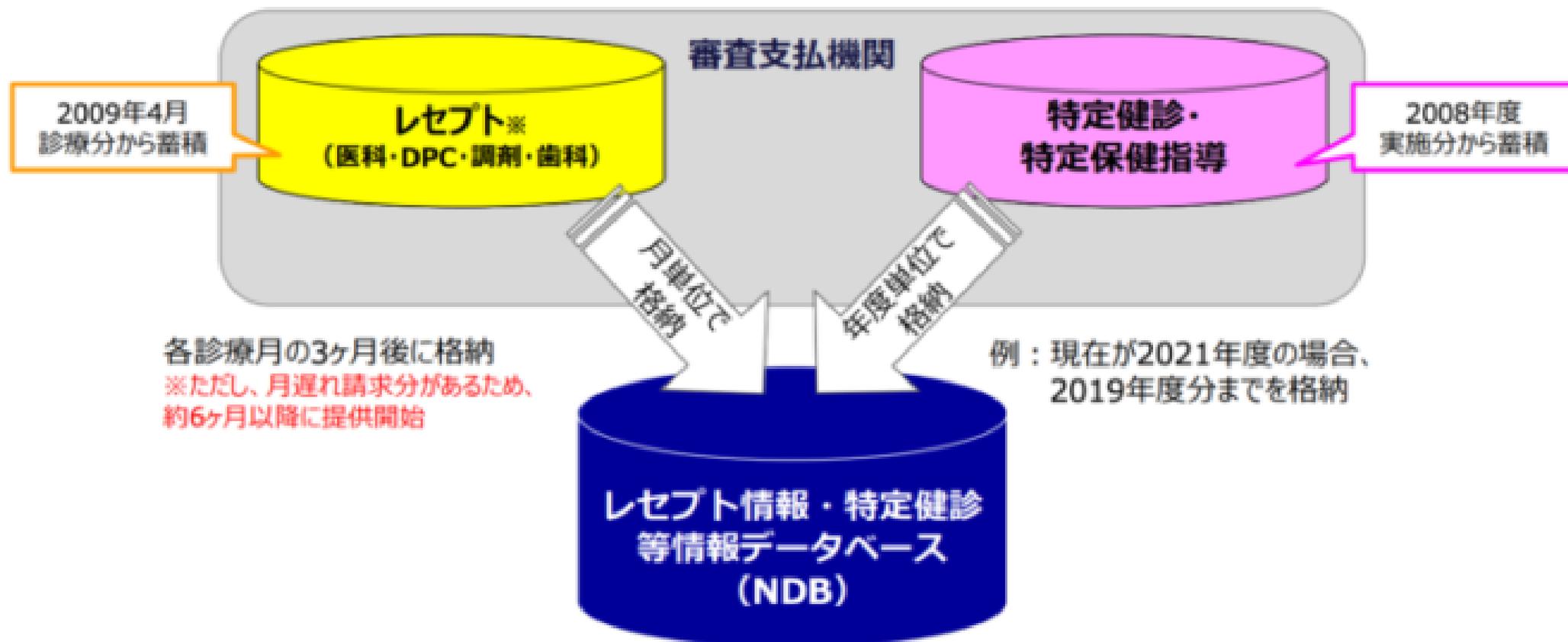
NDB

病床機能報告

DPC

# 1. NDBに含まれる情報

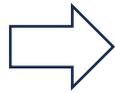
レセプト情報・特定健診等情報データベースには、匿名レセプト情報と匿名特定健診等情報が格納されています。



※レセプト（正式名称「診療（調剤）報酬明細書」）とは、医療機関等が患者負担額以外の負担分（保険者負担分、公費負担者分、高額療養費（現物高額）等）を保険者等に請求する「請求書（診療（調剤）報酬の明細）」です。

NDB

# 診療報酬明細書 (デジタルデータ) 通称:レセプト



自動集計・匿名化

NDBオープンデータ項目

医科診療行為  
 歯科診療行為  
 処方薬 (内服 / 外用 / 注射)  
 特定保険医療材料

特定健診  
 特定健診 (質問票)

診療報酬明細書 (デジタルデータ) 平成 28 年 9 月分

保険者番号: 280024

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号: - 0537641

診療区 診療報酬の所在地及び名称: **上書き**

氏名: 医科 太郎

年齢・性別: 1男 2次 1男 2次 (2階) 4平 56.1.20 男

傷病上の事由: 1 傷病上 2 下野症 3 月以内 3 過労災害

傷病名: (1) 左橈骨骨折 (主) (2) 腰部打撲傷 (主)

11	初診	78	5	390	12	13	10	2
11	再診	52	1	52	13	2	15	3
11	外来管理加算				2	2	2	2
11	診察				2	2	17	2
11	処方薬				4	4	1,880	1
11	特定保険医療材料				5	5	240	1
11	特定健診				7	7	2,492	1
11	特定健診 (質問票)				8	8	238	1
11	その他				8	8	22	1
11	合計				8	8	109	1
11	合計				8	8	110	1
11	合計				8	8	85	3
11	合計				8	8	6,494	

点数欄

摘要欄

健康・医療

## 【NDB】NDBオープンデータ

- [NDBオープンデータ分析サイト](#)
- [NDBオープンデータに関する御意見・御要望の募集](#)
- [参考資料](#)

NDBデータから汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、「NDBオープンデータ」として公表します。

お問い合わせ先：  
厚生労働省では、事務処理を円滑に行うため問合せ窓口を設けています。  
NDBオープンデータに関するお問い合わせについてはこちらの窓口をご利用くださいますようお願いいたします。  
日本語のみ受け付けております。（Only Japanese available.）

（NDBオープンデータ問合せ窓口）  
ゼッタテクノロジー株式会社  
NDBオープンデータ問い合わせ窓口

E-mail: [ndb\\_opendata@zetta.co.jp](mailto:ndb_opendata@zetta.co.jp)  
※4月1日より変更となっております

### 第1回NDBオープンデータ

集計対象：平成26年度のレセプト情報及び平成25年度の特定健診情報  
※一部集計項目を追加しました

### 第2回NDBオープンデータ

集計対象：平成27年度のレセプト情報及び平成26年度の特定健診情報

### 第3回NDBオープンデータ

集計対象：平成28年度のレセプト情報及び平成27年度の特定健診情報

### 第4回NDBオープンデータ

集計対象：平成29年度のレセプト情報及び平成28年度の特定健診情報

### 第5回NDBオープンデータ

集計対象：平成30年度のレセプト情報及び平成29年度の特定健診情報

### 第6回NDBオープンデータ

集計対象：平成31年度のレセプト情報及び平成30年度の特定健診情報

### 第7回NDBオープンデータ

集計対象：令和2年度のレセプト情報及び平成31年度の特定健診情報

### 第8回NDBオープンデータ

集計対象：令和3年度のレセプト情報及び令和2年度の特定健診情報

#### 政策について

##### 分野別の政策一覧

##### 健康・医療

[健康](#)[食品](#)[医療](#)[医療保険](#)[医薬品・医療機器](#)[生活衛生](#)[水道](#)[福祉・介護](#)[雇用・労働](#)[年金](#)[他分野の取り組み](#)

##### 組織別の政策一覧

[各種助成金・奨励金等の制度](#)[審議会・研究会等](#)[国会会議録](#)[予算および決算・税制の概要](#)[政策評価・独法評価](#)

#### 関連リンク

[情報配信サービス  
ルマガ登録](#)[子どものページ](#)

#### 携帯ホームページ

[携帯版ホームページ  
では、緊急情報や厚](#)

# R.3 NDBオープンデータ K.手術（入院）

款	分類コード	分類名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計	01 北海道						
							0101 南渡島	0102 南檜山	0103 北渡島檜山	0104 札幌	0105 後志	0106 南空知	
第1款 皮膚・皮下組織	K000	創傷処理	150001010	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満））	470	72,074		253	-	24	1,766	172	127
			150001110	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満））	850	18,009	50	-	-	371	38	26	
			150001250	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満））	1,250	28,838	164	-	-	1,449	91	46	
			150001310	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満））	1,680	20,428	62	-	-	685	16	26	
			150012750	縫合術（切創等の創傷により）	1,680	206	-	-	-	-	-	-	
			150146350	自家血管採取料	1,680	23	-	-	-	-	-	-	
			150284010	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上））	1,320	6,876	20	-	-	150	-	16	
			150383310	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径20センチメートル以上のものに限る）（顔面部のもの））	8,600	375	-	-	-	10	-	-	
			150383410	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）（その他のもの））	2,400	16,823	66	-	-	492	10	34	
			150391350	皮膚移植術（自家培養表皮皮膚採取のみ）（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満））	1,250	-	-	-	-	-	-	-	
			150391950	皮膚移植術（自家培養表皮皮膚採取のみ）（筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上））	1,320	-	-	-	-	-	-	-	
			150392550	骨格筋由来細胞シート心表面移植術（骨格筋採取、筋肉・臓器に達するもの（長径5センチメートル未満））	1,250	-	-	-	-	-	-	-	
			150392650	骨格筋由来細胞シート心表面移植術（骨格筋採取、筋肉・臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満））	1,680	-	-	-	-	-	-	-	
			150392750	骨格筋由来細胞シート心表面移植術（骨格筋採取、筋肉・臓器に達するもの（長径20センチメートル以上）（顔面部のもの））	8,600	-	-	-	-	-	-	-	
			150392850	骨格筋由来細胞シート心表面移植術（骨格筋採取、筋肉・臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）（その他のもの））	2,400	-	-	-	-	-	-	-	
			150423750	閉塞性動脈硬化症用吸着式血液浄化法	1,680	3,552	-	-	-	114	-	-	
			K000-2	小児創傷処理	150306910	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満））	1,250	309	-	-	-	10	-
					150307010	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満））	1,400	225	-	-	-	-	-
					150307110	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満））	2,220	151	-	-	-	-	-
					150307210	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上））	3,430	91	-	-	-	-	-
	150307310	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満））			450	299	-	-	-	-	-		
	150307410	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満））			500	122	-	-	-	-	-		
	150307510	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満））			950	55	-	-	-	-	-		
	150307610	小児創傷処理（6歳未満）（筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上））			1,740	29	-	-	-	-	-		
	150341150	小児縫合術（切創等の創傷により）（6歳未満）			2,220	-	-	-	-	-	-		
	150393750	小児皮膚移植術（自家培養表皮皮膚採取のみ）（筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満））			500	-	-	-	-	-	-		
	K001	皮膚切開術	150001810	皮膚切開術（長径10センチメートル未満）	570	31,468	131	-	30	604	201	50	
			150001910	皮膚切開術（長径10センチメートル以上20センチメートル未満）	990	4,297	28	-	-	105	-	-	
	K002	デブリードマン	150002010	皮膚切開術（長径20センチメートル以上）	1,770	1,300	18	-	-	77	-	-	
			150002210	デブリードマン（100平方センチメートル未満）	1,260	7,763	40	-	-	208	-	-	
	K003	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）	150002310	デブリードマン（100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満）	4,300	6,063	31	-	-	153	-	-	
			150002410	デブリードマン（3,000平方センチメートル以上）	10,030	624	-	-	-	-	-	-	
			150002510	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）（長径3センチメートル未満）	3,480	953	-	-	-	34	-	-	
	K004	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）	150002610	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）（長径3センチメートル以上6センチメートル未満）	9,180	632	-	-	-	50	-	-	
			150283610	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）（長径6センチメートル以上）	17,810	337	-	-	-	77	-	-	
			150260710	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）（長径3センチメートル未満）	2,110	200	-	-	-	-	-	-	
	K005	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）	150260810	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）（長径3センチメートル以上6センチメートル未満）	4,070	212	-	-	-	-	-	-	
			150283710	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）（長径6センチメートル以上）	11,370	204	-	-	-	16	-	-	
			150003110	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2センチメートル未満）	1,660	9,040	124	-	-	249	-	-	
	150003210	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2センチメートル以上4センチメートル未満）	150003210	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2センチメートル以上4センチメートル未満）	3,670	7,497	57	-	-	183	-	-	
			150272410	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径4センチメートル以上）	4,360	5,634	19	-	-	123	-	-	

## 現状と対応

規制改革実施計画に定められた事項に則り、マスキングの方法を変更する。

(g) 厚生労働省は、NDBオープンデータ（診療行為、処方薬、健診項目等について、全国レベルで集計を行った集計表をいう。）について、個人情報保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、①各セルにおける患者数の該当数値が0である場合にも公表データにマスキングを行っている現状について、当該セルの該当数値が0であることを明らかにすることによって、他のセルにおいて10未満の患者数であることが必然的に明らかとなるケースを自動的に判別するプログラム開発を行うことによって、マスキングの範囲を減らす運用を実施し、あわせて、②各セルにおける医療機関等の施設数が3未満となる場合についてマスキングを行っている現状について、マスキングを行わないことを基本に検討し、結論を得る。

### ① 該当数値が0であるセルのマスキングに関する変更

- ✓ 値0のセルを10未満マスク処理の対象から除外する。
- ✓ マスク箇所が1カ所の場合、値10以上の最小値をマスクする。ただし値10以上の最小値が存在しない場合は値0のセルをマスクする。
- ✓ 値1のセルのみが複数マスクされた場合、値10以上の最小値をマスクする。ただし値10以上の最小値が存在しない場合は値0をマスクする。
- ✓ 全てのセルが値0の場合、マスクは行わない。

### ② 医療機関等の施設数が3未満となるセルのマスキングに関する変更

- ✓ 当該マスキングを撤廃する。

## 第9回NDBオープンデータの作成方針について001175414

[第18回 匿名医療情報等の提供に関する専門委員会資料\(20231206\)](#)

「- (ハイフン)」 = 0,1,2,3,4,5,6,7,8,9 を意味する

3 病院未満の施設からの症例数はマスクされていた



「- (ハイフン)」 = 1,2,3,4,5,6,7,8,9 を意味する

0例のものは「0」と表記する

「この病院では行っていない治療」の場合が「0」

3 病院未満の施設からの症例数もカウントされる

**今後の介護DBと他のDBとの連結について000995137**

# 病床機能報告

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

入力フォーマットをダウンロードして入手

病院の入院患者台帳、手術台帳、退院患者台帳などを見ながら**手入力**

データを記録して提出

## 病床機能報告の入力フォーマット

### 資料ファイル:

令和5年度病床機能報告報告様式1

令和5年度病床機能報告報告様式2

**DPC**

## 様式 1

大項目	必須 条件 等有	小項目	内容（入力様式等）
1. ヘッダ部	○	(1) 施設コード	都道府県番号（2桁）＋医療機関コード（7桁） 例 011234567 ※前ゼロ必須
	○	(2) データ識別番号	0～9からなる10桁の数字 例 0123456789 ※前ゼロ必須
	○	(3) 入院年月日	0～9からなる8桁の数字 YYYYMMDD 例 2017年4月1日→20170401
	○	(4) 回数管理番号	入院時間が早いものから順に1、2、3とする。同日入退院でない症例については0とする。
	○	(5) 統括診療情報番号	1入院サマリは0。転棟の度に1、2、3とする。一連となる7日以内の再入院はAとする。

## 【ペイロード項目】

コード	ペイロード種別	レコード必須条件等有	連番	ペイロード番号	項目必須条件有	項目名	内容（入力様式等）
-----	---------	------------	----	---------	---------	-----	-----------

A000010	患者属性	○	-	1	○	生年月日	0~9 からなる 8 桁の数字 YYYYYMMDD 例 1970 年 5 月 1 日→19700501
				2	○	性別	1. 男 2. 女
				3	○	患者住所地域の郵便番号	0~9 からなる 7 桁の数字 例 〒100-8916→1008916 ※前ゼロ必須
A000020	入院情報	○	-	1	○	入院年月日	0~9 からなる 8 桁の数字 YYYYYMMDD 例 2017 年 4 月 1 日→20170401
				2	○	入院経路	入力要領を参照
				3	※A	他院よりの紹介の有無	0. 無 1. 有
				4	※A	自院の外来からの入院	0. 無 1. 有
				5	※A	予定・救急医療入院	入力要領を参照
				6	※A	救急車による搬送の有無	0. 無 1. 有
				7	※A	入院前の在宅医療の有無	0. 無 1. 当院が提供 2. 他施設が提供 9. 不明
				8	※A	自傷行為・自殺企図の有無	1. 縊頸 2. 飛び降り・飛び込み 3. 服毒 4. 過量服薬 5. 刃物等による自傷（手首自傷を除く） 6. 手首自傷 7. その他 9. 無

## D、E、Fファイル

Dファイルは「包括レセプト情報」、**Eファイルは「診療明細情報」、Fファイルは「行為明細情報」**である。

これらのファイルについては、レセプトデータダウンロード方式（RDDDL方式）を導入して作成することが有効であり、RDDDL方式については資料『「DPC導入の影響評価」に係るレセプトデータダウンロード方式によるレセプト情報データ収集について』（第14版 厚生労働省保険局医療課）にその詳細が提示されているので、「Ⅲ 関係資料」に掲載の当該資料を参照すること。

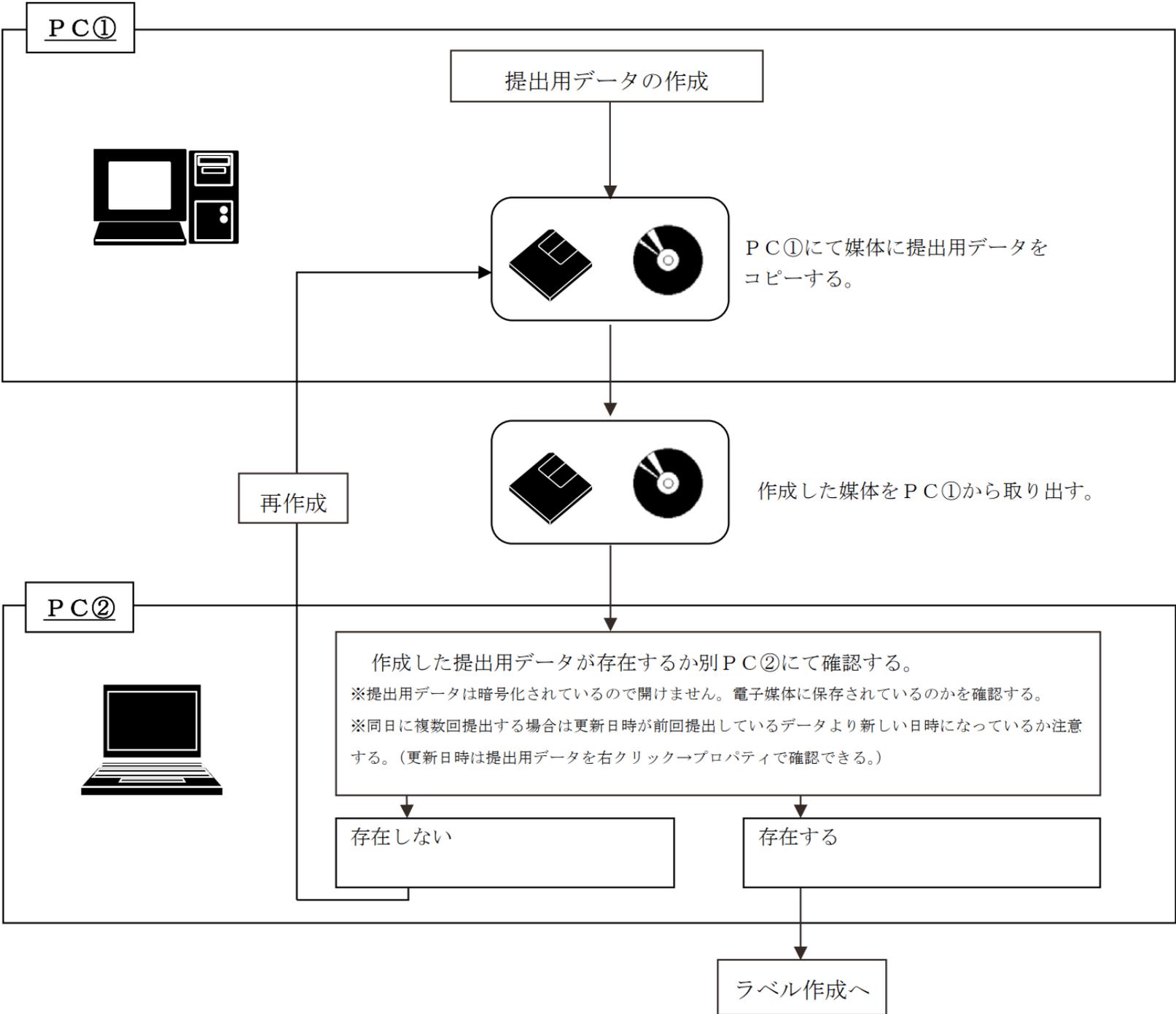
データ区分	順序番号	行為明細番号	診療明細名称	明細点数・金額	円点区分	出来高実績点数	行為明細区分情報	行為点数	行為薬剤料	行為材料料	行為回数
60	0014	000	心臓カテーテル法による諸検査 左心カテーテル	0	0	0		00007492	00001105	00000987	001
60	0014	001	心臓カテーテル法による諸検査 左心カテーテル	00004000	0	00004000	000010000000	0	0	0	001
60	0014	002	冠動脈造影加算	00001400	0	00001400	000010000000	0	0	0	001
60	0014	004	血管造影用カテーテル 一般用	00005670.000	1	00000000					
60	0014	005	血管造影用シースイントロドューサーセット 一般用	00002230.000	1	00000000					
60	0014	006	ガイドワイヤー	00001970.000	1	00000987					
60	0014	007	オムニパーク350注100mL 75.49%	00009920.000	1	00000000					
60	0014	008	キシロカイン注ポリアンプ1% 10mL	00000186.000	1	00000000					
60	0014	009	大塚生食注 500mL	00000182.000	1	00000000					
60	0014	010	大塚生食注 100mL	00000130.000	1	00000000	000000000000	0	0	0	001
60	0014	011	ヘパリンNa注5千単位/5mL「モチダ」 5,000単位	00000516.000	1	00000000	000000000000	0	0	0	001
60	0014	012	ポビドンヨード消毒液10%「ケンエー」	00000091.200	1	00000000	000000000000	0	0	0	001
60	0014	013	ハイポエタノール液2%「ケンエー」	00000026.400	1	00001105	000000000000	0	0	0	001

**行為明細番号が000がEファイル**  
 行為点数、行為薬剤料、行為材料料は  
 Eファイルのみに0以外の数値が入る

**行為明細番号が001～がFファイル**

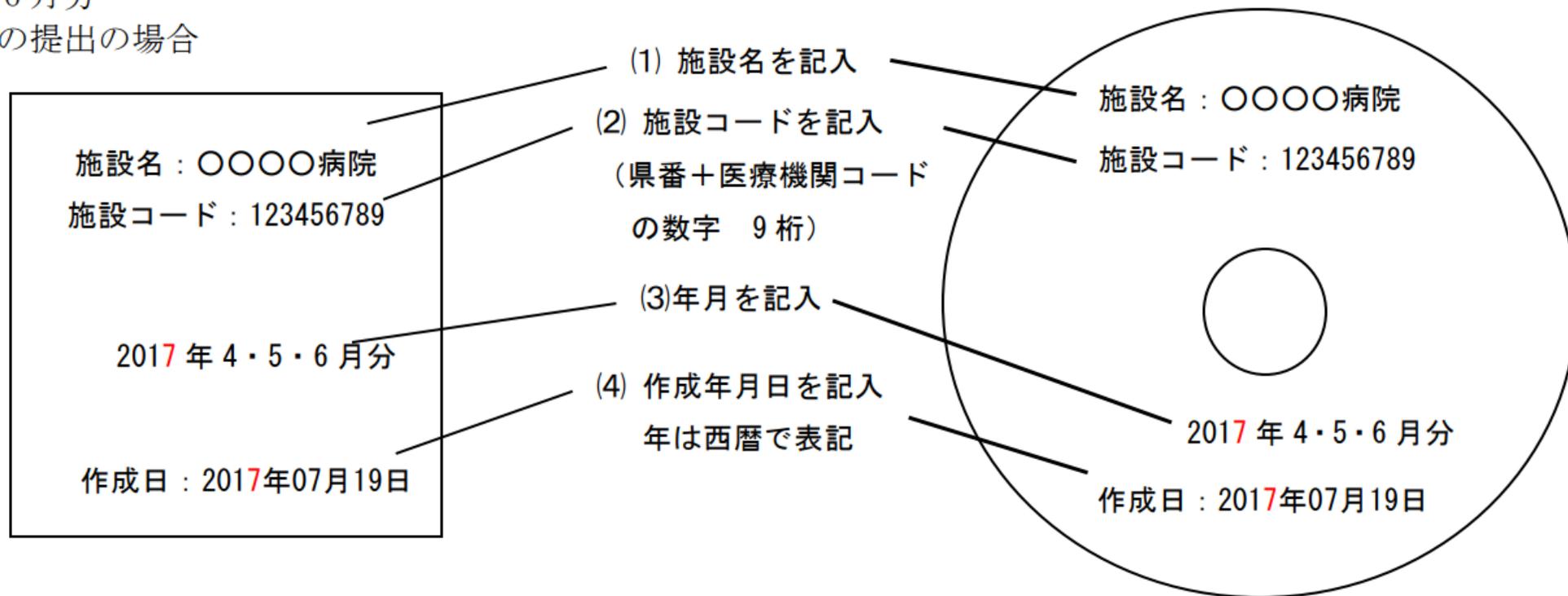
明細点数・金額、出来高実績点数、行為明細  
 区分情報はFファイルに数値が入る

# DPC



作成例①:  
4・5・6月分  
1回目の提出の場合

ラベルライター（テプラ等）は不可



1媒体に提出する各月ファイルを全て収める。  
1媒体に収まらない場合は2媒体に分割も可。